

## 第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針

### 1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

これまでの調査及び保存・活用に関する取組、市民意向等を踏まえて、基本目標①～③に対応する本市の文化財に関する現状と課題を以下に整理しました。

#### (1) 基本目標①（保存）文化財を知り、確実に守り伝えていく

##### 1) 文化財の調査・記録に関する現状と課題

###### <現状>

- ・総合的な文化財の把握は、旧町史誌編集時における調査までさかのぼり、合併以降、市全域を対象とした把握調査は実施できていません。
- ・無形文化財や民俗文化財について、過年度の把握調査報告から相当年が経過しており、最新の状況についての追跡調査が実施できていません。
- ・伝統的建造物群の把握調査は一部の地域に偏っています。

課題	市全域を対象に、計画的な文化財の把握調査を行う必要があります。
----	---------------------------------

###### <現状>

- ・建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形の民俗文化財等について、詳細調査は一部の文化財にとどまっています。
- ・製鉄関連遺跡の詳細調査を実施し、全容解明に向けた調査研究に取り組んでいます。

課題	個別の文化財の詳細調査を進め、文化財の価値を高める調査、研究に継続して取り組む必要があります。
----	---

###### <現状>

- ・住民の高齢化や過疎化により、地域の伝承や記憶が失われつつあり、地域の歴史文化の調査が難しくなっています。
- ・自治会や個人等が所有する未指定文化財について、把握調査が十分に行われていません。

課題	地域の歴史文化を継承していくため、地域に埋もれている未指定文化財を掘り起こす必要があります。
----	--

###### <現状>

- ・調査、研究記録が適切に記録、保管されておらず、散逸や劣化のリスクがあります。
- ・合併以前の調査、研究記録等が地域に分散して管理されており、資料の整理や研究、公開、共有に支障が生じています。

課題	地域に分散する調査、研究記録を適切に管理し、研究や公開等に活用する必要があります。
----	---

## 2) 文化財の保存・管理に関する現状と課題

### <現状>

- ・調査により保護の必要性が明らかとなった文化財については、文化財保護法及び兵庫県文化財保護条例、宍粟市文化財保護条例に基づき、制度に則した対応を行い、適切な管理を図っています。
- ・美術工芸品等について、市の所有のほか社寺所有や個人所有など管理状況は多様であり、適切に保管されていない場合、経年劣化等が進行することが懸念されます。
- ・廃止、休止の可能性がある祭礼や行事等の映像等による記録が進んでいません。
- ・原本の貸出や公開が難しい個人所有等の文化財について、研究や教育等への活用が進んでいません。
- ・歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区（山崎町山崎地区）では、開発との調整や住民の意識向上といった、歴史的景観を維持、形成するための対策に取り組んでいます。

課題	保護が必要な文化財や消失・滅失等のおそれのある文化財について、適切な保存対策を講じる必要があります。
----	--

### <現状>

- ・一部の指定等文化財については、指定後に相当年が経過していることから、設備の更新や施設改修の時期を迎えつつあります。
- ・国指定御形神社本殿をはじめ、指定等文化財の保存修理を行い、本質的価値を保つ必要があります。
- ・財政的な制約もあり、緊急性に応じて優先順位を定めて事業を実施していく必要があります。

課題	指定等文化財の保存修理、整備等について計画的に取り組む必要があります。
----	-------------------------------------

### <現状>

- ・文化財収蔵施設の老朽化が進行し、資料等の適切な保存環境を維持できない可能性があります。
- ・文化財収蔵施設の収容能力が不足しており、新たな収蔵物の受け入れが困難となっています。
- ・施設が地域に分散しており、資料の保管等の効率化や効果的な活用が進んでいません。
- ・市全体の視点から、文化財の保存・活用の拠点となる施設が不足しています。

課題	地域に分散する文化財収蔵施設の機能が低下しており、拠点となる施設が必要です。
----	--

### <現状>

- ・文化財所有者等の高齢化や地域の担い手の減少と、経済的負担もあり、文化財の適切な管理が困難となっています。
- ・文化財の保存や管理に必要な知識や技術を所有者が知らないことにより、適切な対応が図られていない状況が懸念されます。
- ・支援制度について制度が十分に活用されてないため、周知を図る必要があります。

課題	文化財所有者等への継続的な助言、支援、情報提供等に取り組む必要があります。
----	---------------------------------------

### 3) 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

#### <現状>

- ・激甚化、頻発化する自然災害（地震、風水害等）、火災による文化財の災害リスクが高まっています。
- ・自然災害等による文化財への被害の危険性が十分に把握されていません。
- ・文化財の所在や状態に関する情報が関係者や市民に共有されておらず、発災時の対応が遅れることが懸念されます。

課題	文化財に対する災害リスク（被災の可能性や損壊の想定等）を、行政及び市民が認識する必要があります。
----	--

#### <現状>

- ・指定等文化財の火災対策、防犯設備等について、一部は整備（設置）後相当年が経過しており、劣化や故障等により機能が低下しているおそれがあります。

課題	文化財の防災・防犯設備の保守点検を定期的実施し、防災・防犯機能の低下を防ぐ必要があります。
----	---

#### <現状>

- ・「宍粟市地域防災計画」における文化財保護に関する対策等の記載が部分的であり、災害時の全庁的な文化財救出手順や責任分担が明確になっていません。
- ・文化財の防災・防犯に関わる文化財所有者等及び関係機関（行政及び消防、警察）等の連携体制が十分ではありません。
- ・大規模災害時における市外との広域救援体制が十分ではありません。

課題	文化財の防災・防犯に対する予防や救援時における体制を整える必要があります。
----	---------------------------------------

#### <現状>

- ・文化財の価値や重要性に対する市民の興味や関心が低く、防災・防犯の必要性が十分に伝えられていません。
- ・文化財の防災・防犯活動への市民参加の機会が少なく、身近な課題として意識が醸成されていません。

課題	文化財の防災・防犯対策の必要性を市民等が認識する必要があります。
----	----------------------------------

#### <現状>

- ・文化財所有者等の高齢化や地域活動の低下等に伴い、文化財の防災・防犯対策が脆弱化しています。
- ・文化財所有者等が対策の重要性を認識していても、技術面や財政面の支援が不十分なため、対策の実施に至らない場合があります。
- ・文化財の防災・防犯に関する情報提供や相談の機会が不足しており、対策が十分に行われていない状況が懸念されます。

課題	文化財所有者等の防災・防犯対策に対する支援、助言等の充実が求められます。
----	--------------------------------------

## (2) 基本目標②（活用）文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

### 1) 文化財の活用に関する現状と課題

#### <現状>

- ・社寺や城下町の歴史的建造物の価値や魅力を来訪者や市民に伝える機会が不足しており、観光振興や地域活性化に十分に活用できていません。
- ・歴史的建造物等を活かしたイベント、コンテンツやプログラムが不足しており、来訪者や市民の興味を惹く魅力として提供できていません。

課題	歴史的建造物の魅力を高め、観光振興や地域活性化に活かす必要があります。
----	-------------------------------------

#### <現状>

- ・市内各地の展示公開施設（山崎歴史郷土館・山崎歴史民俗資料館、宍粟市歴史資料館・家原遺跡公園、波賀城史蹟公園・波賀歴史伝承の家、天児屋たたら公園・たたら里学習館）は、地域の歴史文化や文化財の活用拠点として機能維持を図っています。
- ・文化財に設置する現地案内板、解説板の一部に老朽化して内容が判読できないものがあり、来訪者等の利便を損なう状況がみられます。また、地域にとって重要な文化財であっても案内板、解説板がなく、周知できていないものがあります。
- ・市内の歴史や自然等を案内する観光ボランティアガイドの高齢化が進んでおり、なり手の確保が困難な状況にあります。

課題	来訪者等の受入のため、施設等の機能維持向上に向けたハード、ソフト両面における基盤強化と充実を図る必要があります。
----	--

#### <現状>

- ・歴史文化や文化財をテーマとした地域の取組は一部の自治会等に限られており、各地に所在する多種多様な文化財がまちづくり活動に十分に活かされていません。
- ・歴史的建造物での店舗運営等の文化財の活用に関心のある担い手に対する支援の仕組みが十分ではありません。

課題	地域や個人による歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動を応援する体制を整える必要があります。
----	---

#### <現状>

- ・波賀元気づくりネットワーク協議会が主体となり、かつての森林鉄道を蘇らせる波賀森林鉄道復活プロジェクトが進められています。
- ・宍粟市が主体となり、宍粟の発酵文化を多くの人に発信し、市民の健康維持や交流人口の増加をめざす発酵のまちづくり事業に取り組んでいます。

課題	文化財を活かした観光振興等の展開に向けて、既存観光施策等との連携を強化していく必要があります。
----	---

## 2) 文化財の情報発信に関する現状と課題

### <現状>

- ・文化財に関する講座や講演会等の参加者が関心層に偏る傾向があり、より多くの市民や来訪者等の関心や参加に広がっていません。
- ・発掘調査説明会等は不定期開催であり、参加者の継続的な関与が難しくなっています。
- ・市民や来訪者が、現地で文化財に触れ、体験する場が不足しています。
- ・アンケート調査では、歴史文化や文化財に対する関心があまりないとする自治会が多数を占めています。

課題	文化財に関する周知・啓発のための講座や学習の場を広げ、市民等の参加の機会を増やしていく必要があります。
----	---

### <現状>

- ・歴史文化や文化財に関する情報の提供手段が紙媒体になることが多く、デジタル技術をはじめ多様な媒体を十分に活用する必要があります。
- ・若者世代（市民や来訪者）に向けての情報提供が不十分です。
- ・観光情報等として歴史文化情報を正確に伝える必要があります。

課題	歴史文化情報をより幅広い層や世代に届けるための提供手段を充実させる必要があります。
----	---

### <現状>

- ・ふるさと学習や自然学校といった、子どもたちが地域の歴史文化や文化財に触れる機会を提供していますが、その効果が教員や保護者にまで広がっていません。

課題	子どもたちが歴史文化や文化財に触れ、体験する機会を広げていく必要があります。
----	--

## 3) 文化財の連携に関する現状と課題

### <現状>

- ・文化財の保存・活用に向けた地域間の連携が不足しています。
- ・アンケート調査では、歴史文化や文化財に対する意識や興味、関心の地域差がみられます。
- ・地域間の集落をつなぐ旧道の存在など、活かされていない文化財や地域資源があります。

課題	地域の個性と関係性を活かした市内の地域間連携の取組を通じて、地域全体の活性化を図る必要があります。
----	---

### <現状>

- ・播磨圏域連携中枢都市圏(8市8町)や播磨科学公園都市圏域定住自立圏(2市2町)といった自治体との連携の枠組みが、文化財の保存・活用に十分に活かされていません。
- ・市外との連携による観光振興や地域活性化の取組は、西播磨地域(4市3町)の山城や伝統文化体験を活かした事業など一部にとどまっています。

課題	市外との連携の枠組みを活かして、文化財の保存・活用を広域で進める必要があります。
----	--

### (3) 基本目標③(体制)文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

#### 1) 文化財の担い手に関する現状と課題

##### <現状>

- ・若者世代や子育て世代が文化財に触れる機会が不足しており、歴史文化や文化財に対する興味、関心が希薄となっています。
- ・世代間の交流の場が少なく、高齢世代が持つ知識や技術等の次世代への継承が進んでいない状況にあります。

<b>課題</b>	若者世代等が文化財に触れる機会や世代間交流の場を増やし、高齢世代が持つ知識や技術等の継承を進める必要があります。
-----------	--

##### <現状>

- ・アンケート調査では、文化財の担い手、後継者の不足が課題として多く挙げられています。
- ・関係団体や担い手同士の横のつながりが薄く、情報共有や連携が生まれにくい状況です。
- ・文化財調査、研究等に関わる人材に出会う機会が少なく、担い手の確保が難しい状況です。
- ・担い手の育成に向けた研修や支援のための制度が不足していることに加え、既存の制度に関する認知度も低く、十分に活用されていません。
- ・関係団体や個人の活動にはボランティア的な働きの部分も多く、持続的な運営が難しい場合があります。
- ・文化財の保存・継承における専門的な建築資材等の調達が困難となっています。

<b>課題</b>	文化財の関係団体や担い手が連携し、人材の確保、育成や運営、資材の調達等に持続的に取組めるよう支援や対策を講じる必要があります。
-----------	---

##### <現状>

- ・地域の祭礼、民俗芸能等の担い手の高齢化が進み、後継者が不足しています。
- ・市内各地の獅子舞等について、後継者が確保できず廃止、休止となったものが近年増えています。
- ・後継者育成のための指導、研修等に係るプログラム等が整備されていません。
- ・祭礼・伝統行事等に必要な用具や材料の確保が困難となっています。

<b>課題</b>	地域の祭礼、民俗芸能等の継承のため後継者育成及び用具や材料の確保等の支援に取組む必要があります。
-----------	--

## 2) 文化財の体制整備に関する現状と課題

### <現状>

- ・文化財に関わる多様な主体（行政及び文化財所有者、地域、関係団体、専門家等）の連携、調整等を担う中心的組織が整備されていません。
- ・市外の関係機関等との協力、連携の枠組みを文化財の保存・活用の推進に活かすための体制が整えられていません。

課題	文化財の保存・活用を推進するため市内外の連携体制を構築、強化する必要があります。
----	--

### <現状>

- ・本市文化財担当課の職員が少なく、調査や保存・活用に関わる業務負担が大きくなっています。
- ・文化財の専門知識を持つ職員が限られており、継続的な人材育成、資質向上が求められます。
- ・文化財行政と他分野（観光、学校教育、まちづくり等）の連携が十分に取れておらず、効果的な対策が取り難い状況となっています。

課題	文化財行政に係る専門職員の確保、資質向上とともに、保存・活用に全庁的に取り組む体制を整える必要があります。
----	---

### <現状>

- ・文化財行政に係る市の財源（資金）が限られるなか、文化財に関する長期的な事業推進にあたり費用面の負担を軽減する必要があります。
- ・企業、団体、個人等の多様な資金提供者からの支援を得るための仕組み（ふるさと納税、クラウドファンディング、基金、民間団体等の助成金活用等）が文化財の保存・活用に十分に活用できていません。

課題	文化財の保存・活用のための財源の安定的な確保が求められます。
----	--------------------------------

## 2. 文化財の保存・活用に関する方針

前項の課題を克服し、文化財の保存・活用の将来像を実現するため、基本目標①～③に対応する保存・活用の方針をそれぞれ以下に設定します。

### 基本目標① (保存) 文化財を知り、確実に守り伝えていく

#### 文化財の【調査・記録】

##### (方針1) 文化財を「知る」

宍粟市を形作る歴史文化や文化財を明らかにするため、地域や関係者と連携しながら、計画的な文化財の把握調査及び詳細調査を進めるとともに、成果の適切な記録や整理に継続して取り組みます。

###### ①計画的な文化財の把握調査の推進

・市全域を対象に、有形文化財や民俗文化財等の類型ごとの計画的な文化財の把握調査に取り組みます。

###### ②文化財の詳細調査、研究の推進

・これまで把握されているものの、詳細未調査の文化財について、その価値を明らかにし、保存・活用の方向性を定めるために必要な詳細調査、研究に継続して取り組みます。

###### ③地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進

・地域と連携して、地域に埋もれている伝承記録や自治会や個人等が所有する文化財等の把握調査に取り組みます。

###### ④調査、研究記録の適切な管理の推進

・地域ごとに分散管理されている調査、研究記録を一括管理し、記録の目録作成や文化財データベースの更新を図り、資料の研究や公開等を念頭においた適切な管理に取り組みます。

#### 文化財の【保存・管理】

##### (方針2) 文化財を「保つ」

宍粟市の貴重な文化財を後世へ伝えるため、指定等文化財及び未指定文化財の適切な保存・管理を計画的に実施します。

###### ①文化財保護の推進

・文化財の指定や登録、収集・保存、埋蔵文化財の保護、歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区（山崎町山崎地区）の保存対策に継続して取り組むとともに、廃止、休止や劣化等のおそれのある文化財のデジタルアーカイブ化等を通じて、文化財の保護の取組を推進します。

###### ②指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進

・指定等文化財に係る保存修理や整備を円滑に実施するため、管理状況を把握した上で必要な対策を検討し、対策の緊急度や財政的制約等も考慮して対策の優先順位を付けるなど、計画的な保存対策に取り組みます。

### ③文化財収蔵施設の集約、機能強化及び拠点施設整備の検討

- ・地域に分散する文化財収蔵施設の集約を図り、施設の機能強化に取り組むとともに、文化財の保存・活用の拠点となる施設の整備を図ります。

### ④文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

- ・文化財所有者等への助言及び指導、情報提供等の支援に継続して取り組みます。

## 文化財の【防災・防犯】

### (方針3) 文化財を「守る」

自然災害や人的被害により貴重な文化財が失われないよう、文化財所有者等や関係機関等と連携し防災・防犯対策の一層の充実を図ります。

文化庁が示す「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら、平常時、発災時、復旧・復興等の各段階における対策の検討を進めます。

#### ①災害リスク等の把握及び周知

- ・文化財の所在等と災害リスクを重ね合わせた危機リスト及び文化財ハザードマップを作成し、身近な文化財の被害の危険性について市民への周知を図ります。

#### ②文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施

- ・文化財の防災・防犯設備の保守点検を定期的に行い、機能が低下している場合は必要な対策を講じます。

#### ③文化財の防災・防犯の体制整備

- ・平時における防災・防犯の予防体制や、発災時における文化財の救援体制等について、関係者間の連絡体制を整備します。災害発生時や盗難等の被害確認時における、文化財の救援体制や関係機関の連絡体制を整えます。

#### ④文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成

- ・文化財の価値や防災・防犯対策の重要性等に関する啓発活動に継続して取り組み、市民の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。文化財の価値や防災・防犯対策の重要性等に関する啓発活動に継続して取り組み、市民の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。

#### ⑤文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

- ・防災設備等について所有者等に助言、指導等を行うとともに、定期的な文化財の見回りに取り組みます。

## 基本目標②（活用）文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

### 文化財の【活用】

#### （方針4）文化財を「みがく」

多様な人々が歴史文化や文化財に触れ、体験できる場や機会を提供するとともに、地域のまちづくりや観光との連携を図りながら、文化財の魅力を最大限に引き出し、持続可能な地域づくりに寄与していきます。

##### ①歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進

- ・歴史的建造物等を活かした歴史文化の体感の場（ユニークベニュー）を通じて、文化財の新たな魅力の創出に取り組めます。

##### ②文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実

- ・展示公開施設の適切な管理運営や案内板、解説板の設置、観光ボランティアガイドの育成支援等のハード、ソフト両面における基盤強化、充実に取り組めます。

##### ③歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実

- ・自治会活動との連携や歴史的建造物を活用した店舗運営への支援等を通じて、文化財を活かした地域や個人の活動を支える取組や体制を整えます。

##### ④観光施策等との連携強化

- ・波賀森林鉄道復活プロジェクトや発酵のまちづくり事業など、文化財との関わりのある観光施策等との連携を強化し、文化財を活かした観光振興を推進します。

### 文化財の【情報発信】

#### （方針5）文化財を「広める」

宍粟市の歴史文化や文化財が持つ価値や魅力を正しく市内外に発信し、幅広い層や世代の興味、関心を高めることで、定住人口や関係人口の増加につなげていきます。

##### ①市民等の文化財に関する学習機会の拡充

- ・市民向け講座や文化財関連施設での展示、公開、発掘調査等現地説明会の開催等に継続して取組み、市民や来訪者等が文化財への関心を高める学習機会の拡充を図ります。

##### ②歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上

- ・歴史文化や文化財に関する情報を幅広い層や世代に分かりやすく、正しく伝えるため、提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上に取り組めます。

##### ③学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

- ・学校教育との連携を通じて、子どもたちが歴史文化や文化財に触れ、学ぶ機会の拡充に取り組めます。

## 文化財の【連携】

### (方針6) 文化財を「つなぐ」

地域の個性や相互の関係性を活かしながら、市内の地域間連携及び市外との連携による文化財の活用を推進していきます。

#### ①市内の地域間連携による文化財活用の推進

- ・市内の地域間の地理的、歴史的な関係性に着目した歴史文化周遊ルート開発やイベント、PR等に取り組み、地域全体の活性化を促進します。

#### ②市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

- ・播磨圏域連携中枢都市圏事業及び播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想連携事業、西播磨山城復活プロジェクトといった市外との連携の枠組みを活用して、広域での文化財の保存・活用を推進します。

## 基本目標③（体制）文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

### 文化財の【担い手】

#### （方針7）文化財を「受け継ぐ」

文化財の持続可能な継承を図るため、宍粟市の歴史文化や文化財に対する市民の愛着及び誇りの醸成に努めるとともに、次世代の担い手となる人材の確保及び育成を推進します。

##### ①文化財に親しむ世代間交流の推進

- ・世代間の交流を促進し、幅広い世代が文化財に親しめる体験型交流イベントの開催等に取り組めます。

##### ②文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援

- ・関係団体や担い手の情報共有及び協力を進めるためのプラットフォームづくりに取り組めます。
- ・各主体との連携のもと、文化財調査、研究等に関わる人材の確保・育成に取り組むとともに、文化財の持続的な保存・活用に向けた団体の運営や資材調達に係る支援を推進します。

##### ③地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

- ・地域の祭礼、民俗芸能等の継承のため、保存活動団体における後継者育成や用具や材料の確保等に係る支援に取り組めます。

### 文化財の【体制整備】

#### （方針8）文化財を「支える」

文化財の保存・活用を着実に推進するため、必要な組織や体制を整備するとともに、その基盤となる財源の確保に取り組めます。

##### ①保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化

- ・本計画の実施に係る主体（文化財保存活用地域計画協議会）を設置、運営するとともに、市外の関係機関等を含む連携関係の強化による地域課題解決の体制を整えます。

##### ②文化財専門職員の確保、資質向上及び庁内連携体制の構築

- ・本市の文化財専門職員の確保、資質向上を図るとともに、文化財行政担当部局のみならず、文化財の保存・活用に全庁的に取り組む体制を整えます。

##### ③安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

- ・各種補助、基金、ふるさと納税の活用など、保存・活用のための安定的な財源確保に向けた手段の多角化に取り組めます。

## 第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第4章で掲げた将来像「豊かな自然に育まれた「しそう」の歴史が人々をつなぎ文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち」の実現に向けて、第4章及び第6章に示す3つの基本目標並びに8つの方針に位置付ける計画期間内に取組む保存・活用の措置を設定します。

### ■措置一覧の見方

#### [方針]

第6章に示す方針の番号に対応。

#### [区分]

継続：既存の取組を継続実施します。

拡充：既存の取組を拡充して実施します。

新規：本計画に基づき新たに実施します。

#### [措置名及び概要]

措置の名称及び内容を記載。（※措置名に通し番号を記載）

#### [実施主体（所管主体、協力主体）]

行政(文)：宍粟市 文化財担当課

行政(関)：宍粟市 庁内関係課（文化財担当課以外）

行政(他)：兵庫県、関係自治体、その他関係機関

所有者：文化財所有者、管理者

自治会：自治会等の地縁組織

団体：関係団体、民間事業者等

専門家：審議委員会、大学、研究機関等

#### [期間]

前期：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度 1～5年目

後期：令和13(2031)年度～令和17(2035)年度 6～10年目

措置の実施期間を実線で示します。破線は措置の実施に向けた検討を行う期間を示し、本計画期間中の実施にこだわらず、継続して検討を進めて実現を図ります。

### ■財源について

以下の措置については、多様な主体と連携し、様々な方法で予算の確保に努め、市費、県費（県補助金）、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、負担金（播磨圏域連携中枢都市圏事業等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

## 方針1 文化財を「知る」～文化財の【調査・記録】に関する措置

宍粟市を形作る歴史文化や文化財を明らかにするため、地域や関係者と連携しながら、計画的な文化財の把握調査及び詳細調査を進めるとともに、成果の適切な記録や整理に継続して取り組めます。

(1)-① 計画的な文化財の把握調査の推進
(1)-② 文化財の詳細調査、研究の推進
(1)-③ 地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進
(1)-④ 調査、研究記録の適切な管理の推進

### ■措置一覧:文化財を「知る」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(1)-①	継続	<b>宍粟市文化財把握調査の推進</b> ・庁内の関係部署及び専門家等と連携し、有形文化財（建造物・美術工芸品等）及び有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財等の市内の文化財の把握調査を実施します。	行政(文)	行政(関) 専門家		
(1)-②	継続	<b>個別の文化財の詳細調査、研究の推進</b> ・有形文化財（建造物・美術工芸品等）及び有形の民俗文化財（民具や農村歌舞伎舞台等）について、専門家等と連携した詳細調査、研究を推進します。 ・製鉄関連遺跡の詳細調査を継続して全容解明に向けた調査研究に取り組んでいきます。	行政(文)	行政(関) 団体 専門家		
(1)-③	新規	<b>地域と連携した伝承記録や文化財等の把握調査の推進</b> ・自治会や市民への聞き取り調査等を通じて、地域の伝承や記録、明らかとなっていない文化財の掘り起こしを行い、地域を特徴づける歴史文化や文化財の把握を推進します。	行政(文)	自治会 団体 専門家		
(1)-④	拡充	<b>調査、研究記録の適切な管理の推進</b> ・地域で分散管理されている既往の文化財調査、研究記録や収集資料（紙媒体、出土物）等について、一括管理し、記録の目録を作成します。	行政(文)	行政(関) 専門家		
(1)-④	継続	<b>宍粟市文化財データベースの更新</b> ・本計画の作成に伴い整備した文化財データベースについて、把握調査成果の反映等によるリストの継続的な更新及び一元的な管理を行います。	行政(文)	専門家		

## 方針2 文化財を「保つ」～文化財の【保存・管理】に関する措置

宍粟市の貴重な文化財を後世へ伝えるため、指定等文化財及び未指定文化財の適切な保存・管理を計画的に実施します。

(2)-① 文化財保護の推進
(2)-② 指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進
(2)-③ 文化財収蔵施設の集約、機能強化及び拠点施設整備の検討
(2)-④ 文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

### ■措置一覧:文化財を「保つ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(2)-①	継続	6 <b>文化財の指定・登録等の推進</b> ・調査、研究の成果等を基に、文化財所有者等と協力し、文化財の指定・登録等を推進します。	行政(文)	所有者 専門家		
(2)-①	継続	7 <b>有形文化財等の収集・保存</b> ・調査、研究の成果とあわせ、有形文化財等の文化財収蔵施設への収集・保存を進めます。	行政(文)			
(2)-①	継続	8 <b>埋蔵文化財の保護</b> ・埋蔵文化財包蔵地の開発等に伴う試掘や発掘調査等を行い、埋蔵文化財の保護に継続して取り組みます。	行政(文)			
(2)-①	拡充	9 <b>文化財のデジタルアーカイブ化の推進</b> ・絵画や古文書、歴史資料等の劣化等のおそれのある文化財のデジタル化を推進し、実物の確実な保管と研究や教育への活用の両立を図ります。 ・廃止、休止の可能性がある無形の民俗文化財を映像等で記録し、その継承と廃止等した場合の復活に備えます。	行政(文)	行政(関) 所有者 専門家		
(2)-①	継続	10 <b>歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区(山崎町山崎地区)の保存対策の推進</b> ・関係者と連携し、歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区(山崎町山崎地区)における町並みの景観の維持、形成を図ります。 ・兵庫県登録文化財制度により、重点文化財活用地区における兵庫県登録文化財の修理を支援します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 所有者		
(2)-②	拡充	11 <b>指定等文化財の管理状況の確認及び対策</b> ・指定等文化財について、設備の劣化状況や管理状況の確認を行い、必要な対策を講じます。	行政(文)	団体 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(2)-②	継続	12 <b>指定等文化財の保存修理等の推進</b> ・国指定文化財御形神社本殿をはじめ、指定等文化財の本質的価値を保つために必要な修復、修理及び環境整備等について、対策の緊急度や財政的制約等も考慮した上で優先順位を定め、計画的に対策を実施します。	行政(文)	所有者		
(2)-③	継続	13 <b>文化財収蔵の拠点施設の整備</b> ・宍粟市公共施設マネジメントの取組と連携し、博物館機能を備えた文化財収蔵施設の整備を検討します。	行政(文)	行政(関)		■■■■■
(2)-③	拡充	14 <b>文化財収蔵施設の整備と拡充</b> ・地域の施設に分散する文化財収蔵施設の収蔵物の再整理、集約化を行い、必要に応じて、収蔵スペース確保のための改修等の機能強化を図ります。	行政(文)	行政(関)		
(2)-④	継続	15 <b>文化財所有者等への助言、支援</b> ・文化財所有者等との連携を密にし、必要な助言や指導、情報提供等に継続して取組み、文化財の保存・継承を支援します。	行政(文)	所有者		

### 方針3 文化財を「守る」～文化財の【防災・防犯】に関する措置

自然災害や人的被害により貴重な文化財が失われないよう、文化財所有者等や関係機関等と連携し防災・防犯対策の一層の充実を図ります。

(3)-① 災害リスク等の把握及び周知
(3)-② 文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施
(3)-③ 文化財の防災・防犯の体制整備
(3)-④ 文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成
(3)-⑤ 文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

#### ■措置一覧:文化財を「守る」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(3)-①	新規	16 <b>文化財ハザードマップの作成及び周知</b> ・文化財の所在等の情報及び災害履歴や総合防災ハザードマップ等をもとに、災害リスクが相対的に高い文化財の危機リストの作成を検討します。 ・危機リストを地図上に展開した文化財ハザードマップの作成を検討し、身近な文化財	行政(文)	行政(関)	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
		の災害リスクについて市民への周知を図ります。				
(3)-②	継続	17 <b>指定等文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修事業</b> ・防火設備や監視カメラ等の保守点検を定期的実施し、必要に応じて交換、改修等の対策を行います。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 所有者 団体		
(3)-③	継続	18 <b>宍粟市地域防災計画等との連携</b> ・「宍粟市地域防災計画」等における文化財の災害対策（予防、保護、復旧等）に係る事項について連携を図ります。	行政(文) 行政(関)			
(3)-③	継続	19 <b>文化財の防災・防犯体制の構築</b> ・「兵庫県文化財災害対応マニュアル」等を参考に、大規模災害発生時における文化財防災センター及び国、県、周辺自治体等の外部支援機関との協力体制を整え、文化財救援体制を構築します。 ・文化財の盗難、破損等による被害確認時の連絡体制を強化します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 所有者 専門家		
(3)-④	拡充	20 <b>文化財の防災・防犯に関する啓発活動の推進</b> ・文化財防火デーにおける啓発活動等を継続し、文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。 ・市民参加の防災訓練等を通じて、文化財所有者等や地域の文化財を守る意識を啓発します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 自治会		
(3)-⑤	継続	21 <b>文化財所有者等の防災・防犯対策に対する支援及び助言、指導等の推進</b> ・消防署と連携して防火査察を実施し、防災設備等について文化財所有者等に助言、指導等を行います。 ・文化財所有者等と連携し、定期的な文化財の見回りを行います。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 所有者		

## 方針4 文化財を「みかく」～文化財の【活用】に関する措置

多様な人々が歴史文化や文化財に触れ、体験できる場や機会を提供するとともに、地域のまちづくりや観光との連携を図りながら、文化財の魅力を最大限に引き出し、持続可能な地域づくりに寄与していきます。

(4)-①	歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進
(4)-②	文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実
(4)-③	歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実
(4)-④	観光施策等との連携強化

### ■措置一覧:文化財を「みかく」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(4)-①	拡充	22 歴史的建造物の活用の推進(ユニークバニユー) ・社寺や登録文化財の歴史的建造物等を活用し、歴史文化を体感できる特別な空間を提供することで文化財の新たな魅力を創出し、観光振興や地域活性化を図ります。	行政(文) 行政(関)	所有者 団体		
(4)-②	継続	23 山崎歴史郷土館・山崎歴史民俗資料館の管理運営 ・山崎町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文)			
(4)-②	継続	24 穴栗市歴史資料館・家原遺跡公園の管理運営 ・一宮町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)	団体		
(4)-②	継続	25 波賀城史蹟公園・波賀歴史伝承の家の管理運営 ・波賀町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)			
(4)-②	継続	26 天児屋たたら公園・たたら里学習館の管理運営 ・千種町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)	団体		
(4)-②	継続	27 文化財の案内板、解説板の更新及び新設 ・老朽化が顕著な文化財の案内板、解説板の更新を計画的に行います。 ・自治会等と連携し、説明等が必要な文化財への案内板、解説板の設置を検討します。	行政(文)	自治会	■■■■■	
(4)-②	継続	28 観光ボランティアガイドの育成支援 ・しろう森林王国観光協会等と連携し、市内の歴史や自然等を案内する活動を継続していくための体制づくりを支援します。	行政(文)	行政(関) 団体		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(4)-③	継続	29 <b>自治会活動との連携</b> ・自治会で取組む生涯学習活動やコミュニティ活動に対して、地域の歴史文化や文化財に関する情報提供や講師派遣等の支援を行います。	自治会 行政(文)	行政(関)		
(4)-③	拡充	30 <b>自治会誌、ガイドマップ等作成事業の支援</b> ・地域の情報を抽出した文化財データベースの提供等を通じて、自治会が独自に取組む冊子やマップ等の作成を支援します。	自治会 行政(文)	行政(関)		
(4)-③	継続	31 <b>歴史的建造物を活用した店舗運営への助言、支援</b> ・市内の関係部署と連携し、歴史的建造物での飲食店など店舗運営を希望する事業者と所有者のマッチングを図り、改修方法や手続き等に係る助言や支援を行います。	行政(文) 行政(関)	所有者 団体		
(4)-④	拡充	32 <b>波賀森林鉄道復活プロジェクトとの連携</b> ・波賀元気づくりネットワーク協議会と連携し、波賀森林鉄道を活かした観光振興及び地域活性化を図ります。	団体 行政(文)	行政(関)		
(4)-④	継続	33 <b>発酵のまちづくり事業（「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」関連事業）との連携</b> ・市内の関係部署及び発酵のまちづくり推進協議会と連携し、宍粟市の発酵文化の醸成と普及活動を行います。	行政(文) 行政(関)	団体		

## 方針5 文化財を「広める」～文化財の【情報発信】に関する措置

宍粟市の歴史文化や文化財が持つ価値や魅力を正しく市内外に発信し、幅広い層や世代の興味、関心を高めることで、定住人口や関係人口の増加につなげていきます。

(5)-①	市民等の文化財に関する学習機会の拡充
(5)-②	歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上
(5)-③	学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

### ■措置一覧:文化財を「広める」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(5)-①	継続	34 <b>市民向け講座等の開催</b> ・ふるさと宍粟の歴史文化や自然に対する市民の理解と関心を深めるため、宍粟学講座や古文書講座、講演会、職員出前講座等を継続して実施します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(5)-①	拡充	35 <b>歴史資料館等における展示、公開の実施</b> ・宍粟市歴史資料館をはじめ市内の展示公開施設における常設展示の改善、企画展の開催を継続して実施します。 ・県登録有形文化財である山崎歴史民俗資料館の定期的な公開を行います。	行政(文)	専門家		
(5)-①	継続	36 <b>発掘調査等現地説明会の開催</b> ・発掘調査等の成果について、調査現場での現地説明会を開催し、地域の文化財の価値を市民等に紹介します。	行政(文)	専門家		
(5)-①	拡充	37 <b>文化財の見学会等を通じた学習体験の拡充</b> ・地域の文化財の見学会や歴史探訪イベント等を開催し、歴史文化や文化財に関する関心を高め、現地で文化財に触れる学びの機会を提供します。	行政(文)	行政(関) 団体		
(5)-②	拡充	38 <b>歴史文化情報の提供手段の多角化</b> ・広報及びホームページ、公式 SNS、ケーブルテレビ「しそうチャンネル」等を活用し、市の歴史文化や文化財の価値、魅力を幅広い層や若者世代（市民や来訪者）に発信します。	行政(文)	行政(関)		
(5)-②	拡充	39 <b>観光等の他分野と連携した歴史文化情報発信力の向上</b> ・市内の関係部署等と連携し、観光振興等の分野に対して、正確性や信頼性のある歴史文化情報を提供し、来訪者等に正しく情報が伝わるように発信力の向上を図ります。	行政(文) 行政(関)	専門家		
(5)-③	拡充	40 <b>学校教育との連携</b> ・市内学校における総合学習や体験活動を通じて、児童及び生徒が地域の歴史文化や文化財を身近に感じ、誇りを持てるふるさと教育を推進します。 ・ふるさと教育の効果を、教員や保護者へ広げるプログラム等を検討します。 ・自然学校の受入等を通じて、市の歴史文化や自然の価値、魅力を他地域の子どもたちへ発信します。 ・社会科のデジタル教材として文化財のデータ活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

## 方針6 文化財を「つなぐ」～文化財の【連携】に関する措置

地域の個性や相互の関係性を活かしながら、市内の地域間連携及び市外との連携による文化財の活用を推進していきます。

(6)-① 市内の地域間連携による文化財活用の推進

(6)-② 市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

### ■措置一覧:文化財を「つなぐ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(6)-①	拡充	41 <b>宍粟市歴史文化周遊ルートの開発</b> ・市内各地の観光拠点等と連携し、地域をつなぎ文化財を巡る歴史文化周遊ルートを開発し、観光や教育へ活用を図ります。	行政(文)	行政(関) 団体		
(6)-①	拡充	42 <b>地域間関係性に着目したイベント等の開催</b> ・『播磨国風土記』やたたら製鉄、中世山城や古道、池田氏・本多氏等をテーマとして、地域間関係性に着目した展示やイベント、PRを企画、開催し、地域全体の活性化を図ります。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 団体 専門家		
(6)-②	継続	43 <b>播磨圏域連携中枢都市圏事業</b> ・播磨圏域連携中枢都市圏（8市8町）が連携して取組む、圏域の魅力づくりに資する文化財の保存・活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他)		
(6)-②	継続	44 <b>西播磨山城復活プロジェクトの推進</b> ・県及び西播磨地域（4市3町）が連携し、山城等の史跡や伝統文化体験を活かして、体験ツアーやモデルコースの開発、観光ガイドの養成など、西播磨への誘客を図る広域観光の取組を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 団体		
(6)-②	継続	45 <b>播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想連携事業</b> ・定住自立圏形成協定に基づき、播磨科学公園都市圏域（2市2町）の自治体間連携による文化財の保存・活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他)		

## 方針7 文化財を「受け継ぐ」～文化財の【担い手】に関する措置

文化財の持続可能な継承を図るため、宍粟市の歴史文化や文化財に対する市民の愛着及び誇りの醸成に努めるとともに、次世代の担い手となる人材の確保及び育成を推進します。

- (7)-① 文化財に親しむ世代間交流の推進  
 (7)-② 文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援  
 (7)-③ 地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

### ■措置一覧:文化財を「受け継ぐ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(7)-①	新規	46 <b>幅広い世代が文化財に親しむ体験型交流イベントの開催</b> ・関係団体等と連携し、現役世代や若者向けのワークショップや体験プログラムを実施し、高齢の担い手から地域の歴史文化を直接学ぶことで担い手となるきっかけづくりに取組みます。	行政(文)	行政(関) 所有者 団体 専門家		
(7)-①	継続	47 <b>伝統文化親子教室事業</b> ・関係団体等と連携し、次代を担う子ども及び親世代に伝統文化を伝える教室等を継続的に開催します。	行政(文)	団体		
(7)-②	新規	48 <b>担い手とのつながりや関係を育む機会の提供</b> ・地域の関係団体等の様々な担い手が集い、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取組を進めるプラットフォームづくりを推進します。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-②	新規	49 <b>文化財調査、研究等に関わる人材の確保、育成</b> ・関係団体及び専門家等と連携し、生涯学習や観光イベント等の機会を的確に捉え、歴史文化や文化財に興味、関心のある人材の発掘やボランティアの育成に努めます。 ・ヘリテージマネージャー等と連携し、新たな担い手候補に対する研修や実地調査等の情報を提供し、人材の確保、育成及びつながりづくりを支援します。	行政(文)	行政(他) 団体 専門家		
(7)-②	新規	50 <b>文化財保存活用支援団体の認定</b> ・宍粟市の文化財の保存・活用を推進する団体を認定し、活動資金助成や専門家の派遣等の持続的な運営の支援を行います。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-②	新規	51 <b>「ふるさと文化財の森」設定地の検討</b> ・宍粟市の豊富な森林資源を活かし、文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる文化庁「ふるさと文化財の森」への申請を検討します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(7)-③	継続	<b>伝統民俗芸能保存活動補助事業</b> ・地域で受け継がれてきた貴重な伝統民俗芸能の保存・活用及び後継者育成に資する保存活動団体の運営や活動への支援を行います。	行政(文)	団体		
(7)-③	継続	<b>祭礼、民俗芸能等の後継者育成支援</b> ・保存活動団体と連携し、必要に応じて若者等への興味喚起と技術継承に係る研修や専門家の派遣等に関する情報提供を行い、後継者の育成を支援します。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-③	継続	<b>祭礼、民俗芸能等の継承支援（用具や材料の確保等）</b> ・保存活動団体に対して、祭礼・民俗芸能等に必要用具や材料の確保に関する補助制度等の情報提供を行い、継承のための支援を行います。	行政(文)	団体		

## 方針8 文化財を「支える」～文化財の【体制整備】に関する措置

文化財の保存・活用を着実に推進するため、必要な組織や体制を整備するとともに、その基盤となる財源の確保に取り組めます。

(8)-① 保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化
(8)-② 文化財専門職員の確保、資質向上及び庁内連携体制の構築
(8)-③ 安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

### ■措置一覧:文化財を「支える」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(8)-①	継続	55 <b>宍粟市文化財審議委員会の開催</b> ・宍粟市の文化財行政全般に関わる専門家の諮問機関として、文化財の指定や保存・活用に関する事項等の審議を行います。	行政(文)	専門家		
(8)-①	新規	56 <b>宍粟市文化財保存活用地域計画協議会の設置、運営</b> ・本計画の実施に係る協議や進捗管理、見直しを図る文化財保存活用地域計画協議会を設置、運営します。	行政(文)	所有者 専門家 団体		
(8)-①	拡充	57 <b>市外の関係機関等との連携関係の強化</b> ・市外の関係機関等との協力関係を継続、拡充し、包括的な連携による地域課題の解決を図る体制を整えます。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 専門家		
(8)-②	拡充	58 <b>文化財専門職員の確保、資質向上</b> ・埋蔵文化財や美術工芸など、文化財専門職員の確保及び人員配置の適正化を図ります。 ・専門分野の研修会等に参加し、職員の資質向上に努めます。	行政(文)	行政(関)		
(8)-②	継続	59 <b>文化財行政担当部局の体制整備</b> ・本計画の実施に必要な文化財の保存・活用を担う組織の体制を整備します。	行政(文)	行政(他) 団体 専門家		
(8)-②	拡充	60 <b>全庁的な連携体制の構築</b> ・文化財の保存・活用の取組を全庁的に進めるため、関係部署との連携を密にして、情報共有及び課題解決に取り組めます。	行政(文)	行政(関)		
(8)-③	継続	61 <b>財源確保のための取組の推進</b> ・各種補助、基金、ふるさと納税等を効果的、柔軟的に活用して、財源の確保に務めます。	行政(文)	行政(関)		

## 第8章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

本計画を実行するにあたっては、本市文化財担当課（本市教育委員会社会教育文化財課 ※令和7年（2025）8月現在）を中心に、庁内関係課等と連携を図りながら保存・活用の取組を推進します。

また、社会環境の変化に伴い、文化財を取り巻く環境は大きく変化している中で、文化財を次世代に受け継いでいくためにも、行政のみならず本市に関わる多様な主体が一体となり、文化財の保存・活用の取組を推進していくことが必要不可欠です。そのため、市民や地域（自治会、文化財関係団体、文化財所有者等）、専門家等がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、相互に連携、協力し合うことができる体制を整えます。

なお、本計画の取組を推進し、その効果の検証や各主体の連携、調整を図る場として、市及び関係機関、文化財所有者、専門家、文化財関係団体、地域の代表等から構成される「宍粟市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、「協議会」という。）を設置します。

#### ■文化財保存活用地域計画協議会

宍粟市文化財保存活用地域計画協議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宍粟市文化財保存活用地域計画の実施に係る協議、情報提供、連絡調整、その他必要な事業の推進</li> <li>・ 宍粟市文化財保存活用地域計画の進捗管理及び評価、計画の見直し等</li> </ul>

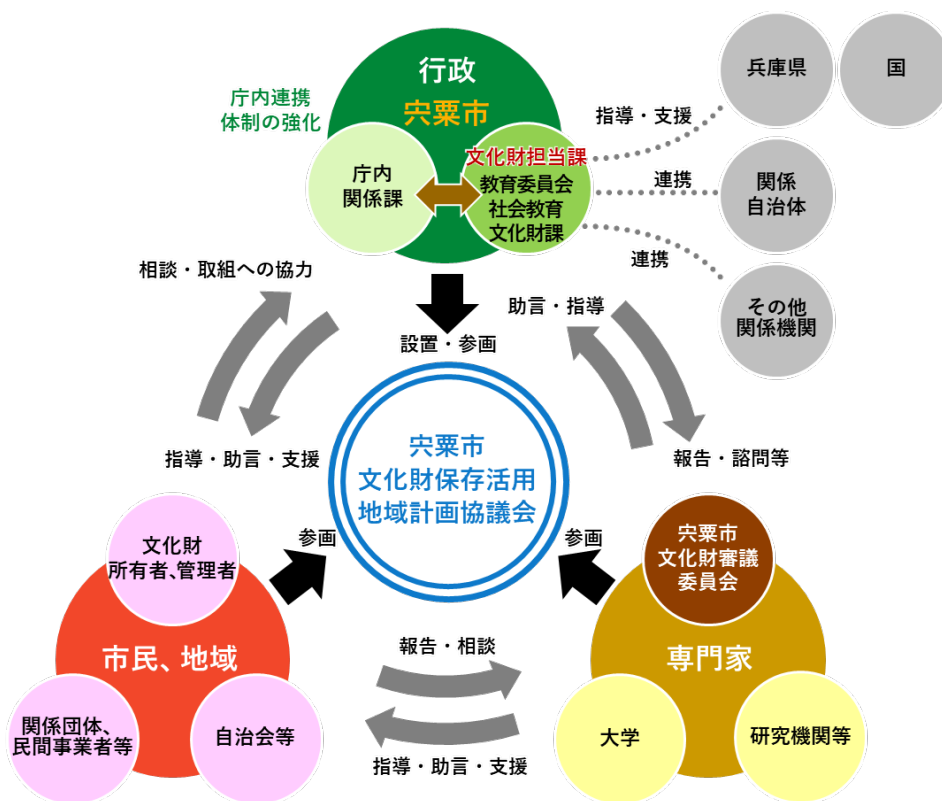


図8-1 推進体制図

## 2. 各主体の役割及び連携体制

### (1) 行政

文化財を適切かつ確実に保存し、本計画に定める措置を有効に機能させていくためには、法的規制や各種制度のもと、行政の立場として講じる取組が必要不可欠です。また、地域の活動を支える制度や仕組みづくり等、本市が総がかりで取組む文化財の保存・活用に向けた下地作りについても、行政の果たす重要な役割となります。

そのため、文化財の保存・活用に取組む各主体がその力を十分に発揮できるよう、協議会の設置をはじめとした推進体制の整備及び連携の構築に取り組めます。

また、市が一体的な文化財行政に取り組むためにも、本市文化財担当課を中心に庁内関係課と連携、協力し、これまで以上に、連動した取組の推進を行います。

さらに、通常時の国（文化庁）や兵庫県、関係自治体、市外の関係機関等との連携だけではなく、大規模災害時には独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県を經由して要請するなど、緊急時に備えた連携体制の強化を図ります。

表8-1 文化財行政の主たる体制(宍粟市)

区分※1		主な役割等※2
<b>宍粟市 文化財担当課</b>		
教育委員会	社会教育文化財課	文化財の調査、保護、管理、活用、普及啓発事業の実施等 【所管施設等】 市立図書館、宍粟市歴史資料館、山崎歴史郷土館、山崎歴史民俗資料館、たたらの里学習館、家原遺跡公園、波賀城史蹟公園、波賀歴史伝承の家、宍粟市山崎文化会館
<b>宍粟市 庁内関係課</b>		
市長公室	秘書政策課	文化財に関する発酵のまちづくり等
	地域創生課	文化財に関する地域創生、企画調整、総合計画、行政改革、ふるさと納税等
	危機管理課	文化財に関する危機管理、消防、防災、防犯等
総務部	総務課	文化財に関する条例、人事、情報公開等
	財務課	文化財に関する予算決算、入札検査等
	広報情報課	文化財に関する広報等
市民生活部	まちづくり推進課	文化財に関する市民の参画と協働、自治会活動、生涯学習事業等
産業部	森林環境課	文化財に関する宍粟材利用促進、地籍調査等
	商工観光課	文化財に関する商工業振興、観光事業等
農業委員会事務局		文化財に関する農地の許認可等
建設部	建設課	文化財に関する管内の把握調査等
	住宅土地政策課	山崎地区歴史的景観形成地区及び景観形成重点区域に関する景観形成等

区分※1		主な役割等※2
市民局	一宮市民協働センター 「いちのぴあ」 まちづくり推進課	文化財に関する市民の参画と協働、自治会活動、生涯学習事業等
	波賀市民協働センター 「はがてらす」 まちづくり推進課	
	千種市民協働センター 「ライブリーちくさ」 まちづくり推進課	
教育委員会	学校教育課	文化財に関する学校教育との連携等
	施設整備課	文化財施設の整備・維持補修に係る連携等

※1 令和7年(2025)8月現在

※2 文化財行政に関わる内容を記載

表8-2 文化財行政の主たる体制(兵庫県、関係自治体、その他関係機関)

区分※1		主な役割等※2
兵庫県	兵庫県教育委員会事務局文化財課	文化財の調査・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関する手続きに関する事
	兵庫県立考古博物館	遺跡や考古資料の調査・研究・成果を活用した展示、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫県立歴史博物館	郷土の歴史、城郭に関する資料の収集・保管・展示、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫県立美術館	美術品の展示、公開、普及啓発に関する事
	兵庫県立人と自然の博物館	自然史に関する調査・研究資料の収集・保管・展示、調査・研究、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫陶芸美術館	陶芸文化の継承と振興、陶芸美術の収集・展示に関する事
	西播磨県民局	山城復活プロジェクト等の史跡を活用した広域連携に関する事等
関係自治体	<b>播磨圏域連携中枢都市圏</b> 兵庫県姫路市、高砂市、相生市、加古川市、加西市、たつの市、赤穂市、宍粟市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	関連する文化財の一体的な活用、地域間交流の推進、文化財関連情報の相互発信
	<b>播磨科学公園都市圏域定住自立圏</b> 兵庫県たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町	
その他関係機関	西はりま消防組合 消防本部 宍粟消防署	文化財の防火等に係る連携(消防訓練、消防査察等)
	宍粟警察署	文化財の防犯に係る連携(盗難、き損時の通報)、埋蔵物発見届、鉄砲刀剣類の登録

※1 令和7年(2025)8月現在

※2 文化財行政に関わる内容を記載

## (2) 市民、地域

### (文化財所有者、管理者)

文化財所有者及び管理者（関係団体）は、文化財の適切な保存・管理を行い、防災・防犯・防火の対策等に取り組めます。文化財が損傷等により修理の必要が生じた場合には、速やかに教育委員会に届け出を行い、修理方法等についての指示を受ける必要があります。また、社会全体での連携を図り、行政や地域等が協力して、市民の学びや地域の活性化に資する公開、活用に取り組めます。

### (自治会等)

文化財の保存・活用に向けて、市民一人一人が地域の担い手としての自覚を持ち、文化財を活かしたまちづくりへ主体的に参画することが重要となります。そのため、地域の特性を活かしたまちづくりの中核を担い、地域住民にとっても身近な地縁組織である自治会をはじめ、学区（小学校区、中学校区）のまとまり等を活かした取組を通じて、市または地域の歴史文化に親しむとともに、次世代への継承に取り組めます。

表8-3 自治会の役割

区分	主な役割
宍粟市連合自治会 地区（町連合）自治会（4連合自治会） 自治会（156自治会）	各種自治会活動を通じた地域ぐるみの文化財を活かしたまちづくりへの取組

表8-4 その他地域のまとまりと役割

区分	主な役割
旧町（山崎町、一宮町、波賀町、千種町）	各地域の文化財を活かした地域活性化の取組
学区（10小学校区、7中学校区）	各学区の文化財を活かした地域活性化の取組及びふるさと学習の推進

### (関係団体、民間事業者等)

関係団体は、文化財の調査研究、保存継承等の文化財に直接的に関わる組織だけでなく、観光振興やまちづくり活動の組織など、幅広い分野から文化財を活かした取組のプレイヤーとしての役割が期待されます。これまで培ってきた知識や経験を活かし、行政や専門家等とも連携し、地域の歴史文化の担い手のリーダーとして、文化財を活かした地域づくりを支え、取組をけん引します。

民間事業者においては、事業者の得意とする分野から行政や市民の活動を支援するとともに、文化財を活かした新たな事業展開による経済効果等、地域社会への貢献が期待されます。

表8-5 主な関係団体

区分	団体名
文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統民俗芸能保存会（獅子舞、チャンチャコ踊り等）</li> <li>・ 公益財団法人山崎本多藩記念館</li> <li>・ やまさきまち歩きガイドの会</li> <li>・ 宍粟山崎手づくり甲冑の会</li> <li>・ 宍粟鉄を保存する会 等</li> </ul>
文化振興 観光振興 まちづくり 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山崎郷土研究会</li> <li>・ 立葵の会</li> <li>・ 山崎闇斎研究会</li> <li>・ 宍粟市文化協会 （山崎文化協会、一宮文化協会、波賀文化協会、千種文化協会）</li> <li>・ 公益財団法人しろう森林王国観光協会</li> <li>・ 宍粟市商工会</li> <li>・ NPO 法人奥播磨夢倶楽部</li> <li>・ 波賀元気づくりネットワーク協議会 等</li> </ul>

表8-6 連携が想定される民間事業者

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社官民連携事業研究所</li> <li>・ 文化財関連施設の指定管理者 等</li> </ul>
--

### （3）専門家

本市では、宍粟市文化財審議委員会を設置し、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を教育委員会に建議することになっています。委員は文化財に関する学識経験を有する者から構成され、文化財の保存及び活用に関して適切な措置を講じることができるよう指導、助言等を行います。

また、大学や研究機関等は、各主体に対して、文化財の保存・活用に関する取組が適切に行われるよう、専門的な見地から支援するとともに、本市の文化財に関する調査・研究を実施し、歴史文化についての情報発信を行います。

表8-7 審議委員会

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宍粟市文化財審議委員会</li> </ul> <p>（審議事項）文化財の指定及び解除に関する事項 文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項 等</p>
---

表8-8 大学、研究機関等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神戸大学</li> <li>・ 大手前大学</li> <li>・ 兵庫県立山の学校</li> <li>・ 兵庫県立考古博物館</li> <li>・ 播磨学研究所</li> <li>・ ひょうごヘリテージ機構H<sup>2</sup>O</li> <li>・ 兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会</li> <li>・ 兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会</li> <li>・ 兵庫県無形民俗文化財ヘリテージマネージャー会</li> <li>・ NGO歴史資料ネットワーク（史料ネット）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県立大学</li> <li>・ 兵庫県立森林大学校</li> <li>・ 兵庫県立歴史博物館</li> <li>・ 兵庫県立人と自然の博物館</li> <li>・ 一般社団法人兵庫県自然保護協会</li> </ul>
--	---

### 3. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画に位置付ける措置や取組を計画的に実施し、その効果を発揮させるためには、進捗管理を的確に行う必要があります。進捗の過程においてはPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもと、計画的に事業を実施し、各事業の実施状況や進捗状況、実施体制等の課題を把握、評価し、その結果を改善等につなげます。

計画の進捗管理及び自己評価は、本市教育委員会事務局社会教育文化財課が行い、本市の文化財の保存・活用に係る多様な視点から計画に基づく措置の実施状況及び効果検証を協議会において行います。

なお、効果検証のための評価指標は、歴史文化に関する専門的な内容や社会教育的な影響等も考慮する必要があることから、今後、協議会において検討していきます。

#### <年次評価>

毎年の進捗管理として、本市教育委員会事務局社会教育文化財課が当該年度に実施した措置の自己点検・評価を行い、必要に応じて協議会で効果検証を行います。

#### <中間評価>

計画期間の中間年となる令和12(2030)年度における中間評価では、協議会において、それまでの期間に実施した措置の進捗確認を行います。評価結果に基づき、必要に応じて審議委員会の意見もふまえて、今後の計画推進に必要な更新、修正を加え、計画の中間見直しを行います。

#### <最終評価>

計画期間の最終年となる令和17(2035)年度における総括として、協議会において期間中の全ての措置に対して進捗確認及び最終評価を行います。評価結果に基づき、審議委員会の意見もふまえ、また社会状況の変化等も考慮しつつ計画の全体見直しを行い、次期計画へと反映します。

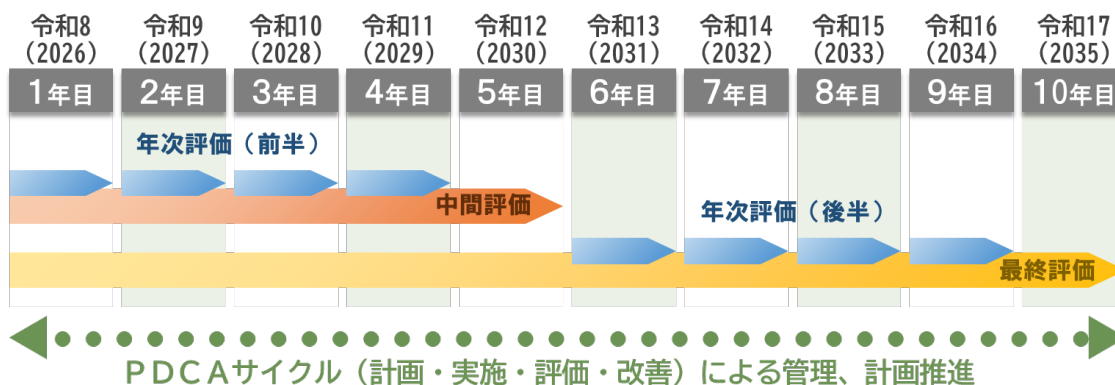


図8-2 計画の進捗管理